

矢板市新庁舎整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 矢板市新庁舎整備に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な事項を検討するため、矢板市新庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 庁舎整備に係る基本的考え方等に関すること。
- (2) 庁舎の整備規模に関すること。
- (3) 庁舎の整備位置に関すること。
- (4) 庁舎の整備時期に関すること。
- (5) その他庁舎の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市内各種団体等の代表者
- (4) 公募により選任された市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了する日までとする。

ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継

ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席又は委任状の提出がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席又は委任状を提出した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対する会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。